

改正

平成12年12月26日条例第72号

令和2年2月21日条例第3号

立川市青少年問題協議会条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、市長の諮問に応じて、青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項を調査審議するため、立川市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び委員40人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。
 - (1) 市議会議員 2人
 - (2) 学識経験者 28人以内
 - (3) 関係行政機関の職員 6人以内
 - (4) 市関係の職員 4人以内

(委員の任期)

第3条 前条第3項第2号に掲げる委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第4条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 協議会に副会長を置く。
- 3 副会長は、委員が互選する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(専門委員)

第6条 協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

(定足数及び表決数)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和38年6月26日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和42年3月16日条例第10号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の立川市青少年問題協議会条例第2条第2号の規定により任命される委員の任期は、改正前の東京都立川市青少年問題協議会条例第3条本文の規定にかかわらず、昭和43年6月30日までとする。

附 則 (昭和50年9月30日条例第32号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の立川市青少年問題協議会条例第2条第2号の規定により最初に任命される委員の任期は、同条例第3条本文の規定にかかわらず、昭和51年6月30日までとする。

附 則 (平成12年12月26日条例第72号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (令和2年2月21日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。